

多賀町立図書館個人貸出利用カード交付要綱

平成 26 年 11 月 27 日

教委要綱第 11 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、多賀町立図書館管理運営規則（平成 10 年多賀町教委規則第 2 号。以下「規則」という。）第 12 条の規定により多賀町立図書館が行う個人貸出に関する利用カードの交付について必要な事項を定めるものとする。

(利用カードの交付手続)

第 2 条 利用カードの交付を受けようとする者は、規則第 11 条に定める条件を確認できる証明書を提示し、規則第 12 条に規定する利用カード申込書を提出しなければならない。

(利用カードの有効期間)

第 3 条 利用カードの有効期間は、登録の日から 3 年とし、有効期間の延長を希望する利用者は、更新手続期間内に前条に掲げる手続を行うものとする。

2 更新手続期間は、有効期限前 3 月間とする。ただし、平成 26 年 12 月 31 日以前に発行した利用カードの有効期間および更新手続期間は、別表のように定める。

(利用カードの失効)

第 4 条 館長は、利用者が更新手続をすることなく有効期限を過ぎたときは、利用カードを失効させることができる。

(利用カードの再発行)

第 5 条 館長は、利用者が利用カードの紛失または破損の申出があったときは、その事情を審査し、再発行をすることができる。

2 利用カードの再交付に係る費用は、再交付を申請する者の負担とする。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係） 利用者カード更新経過措置

発行年月日	有効期限	更新手続期間
平成10年4月1日～ 平成24年3月31日	平成27年3月末	平成27年1月～3月
平成24年4月1日～ 平成26年12月31日	発行日から3年を経過した日	左記日前3月間